

優良業者制度に望むのは？

全国食品リサイクル連合会 設立総会後に研修会

業界自主基準の議論白熱

本紙既報の通り、食品リサイクル法の登録再生利用事業者で構成する「一般社団法人全国食品リサイクル連合会」が、12日発足した。設立総会後に開かれた研修会では、正会員に取得を義務付ける業界自主基準・優良業者評価制度の認定について、パネルディスカッションで、同評価制度の優良認定取得業者と審査人、環境・農水の両省担当官を交えた熱心な議論が交わされた。

パネルディスカッションのパネラーには、優良認定事業者から日本フードエコロジーセンター代表取締役の高橋巧一氏、三功代表取締役の片野宣之氏、サニタリーセンター取締役営業本部長の鈴木隆司氏、の3氏、審査人から環境アックス代表取締役の高橋慶氏と環境政策研究所代表取締役の松岡力雄氏、国から環境省リサイクル推進室室長補佐の寺井徹氏と、農林水産省バイオマス循環資源課長補佐の鈴木健太氏が登壇した。

「まず第三者機関による評価を考えたが、食の業務に係るマネジメントや法規制への対応など、経営全体を専門的に評価できる機関が存在しないため、業界内審査のかたちでスタートした。最初から団体として業界自主基準をつくらうとしたのではない」と強調した。実際に審査を受けた側からは「副資材や容器類なども含めてフローを最終段階まで明確にすることが求められるので、こうした審査に対応することで、顧客にも安心・安全を訴えられるのではないかと(片野氏)、「県や市の検査とは異なり、当社に足りなかった部分で気付けられる面も多かった(サニタリーセンター・鈴木氏)など、業界内審査のメリットについてコメントがあった。



パネルディスカッションの様子

冒頭で業界自主基準・優良業者評価制度を立ち上げた経緯に触れた松岡氏は、

「今後本格的に実施されることになる業界自主基準・優良業者評価制度に、同連合会の会員は何を望むのか。昨年、前身の全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会が会員に対して昨年行ったアンケートでは、登録の更新期限の延長など、優良認定を取得した業者への何らかの優遇措置を求める意見が多く寄せられた。

国からの周知にも期待

同連合会会長で、優良認定の第1号取得業者でもある日本フードエコロジーセンターの高橋氏は、特に強調したい点として、「優良業者の情報を国が積極的に周知することで、排出事業者や自治体に認知され、優良業者評価制度のステータスが上がるということが重要。その前提として、国には不正転売事案のことなども含めて、食の重要性を改めて周知徹底していただきたい」と訴えた。

環境アックスの高橋慶氏は、審査人の立場から「審査で浮き彫りになった法律の矛盾を行政にフィードバックすることで、法律のグレーな部分が改善され、ビジネスのリスクが低減されれば業界の発展につながる」と指摘。

松岡氏は「業界自主基準をつくらなければならなかった根本の問題は、登録再生利用事業者制度にある。連合会として、最終的には登録制度ではなく、行政と一緒に大臣認定の制度をつくらうって審査をしていければよいと思う」と主張。「大臣認定のかたちで、きちんと国がお墨付きを与えて市町村の許可を不要とし、認定業者は最後まで処理責任を負って、品質の高い製品をつくらうって売っていく。排出事業者のメリットとして、大臣認定業者に国が決めた適正価格で委託をすることで、排出事業者責任が免除されるようにすればよいのではないか。ぜひ国は登録再生利用事業者制度を、農林水産大臣と環境大臣の認定制度に格上げしてもらいたい」と訴えた。

環境省の寺井氏は、「業界自主基準に国としてどう関与していくか、今後、連合会と意見交換をさせていきたい」とコメント。松岡氏の主張には、廃

棄物処理の自治事務や市場経済原理の観点から議論になる可能性に触れたうえで、「大臣認定で適正処理を確保しやすくなる可能性がある反面、登録制度よりもさらに厳格な審査が必要になり、チェックが厳しくなるデメリットはある。そのあたりのバランスの問題になるだろう」とした。農林水産省の鈴木氏は、各パネラーの発言を踏まえ、「優良業者評価制度の認定を受けることを通じて、各社のホトムアツプが図られ、業界全体の底上げになっていくことを期待したい」とコメントした。